

参加者代表者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内克伸

「短期社債等に関する業務規程」等の制定について

短期社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）が改正され、対象となる有価証券の範囲を振替社債に拡大し、また、振替制度における多層構造化に対応するなど、所要の整備が図られました。

当機構は、当該法改正が 1 月 6 日に施行されたことを踏まえ、有価証券のペーパーレス化に対応した振替制度の創設に向けて、「短期社債等に関する業務規程」等を制定し、1 月 10 日から施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりです。

記

1. 短期社債等に関する業務規程の目的

機構が行う短期社債等の振替に関する業務（以下「機構の振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 取扱短期社債等の範囲

機構の振替業において取り扱う短期社債等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 法第 66 条第 1 号に規定する短期社債
- (2) 保険業法第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債
- (3) 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債
- (4) 商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債券
- (5) 信用金庫法第 54 条の 3 の 2 第 1 項に規定する短期債券
- (6) 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債券

上記(1)から(6)までに掲げるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

- (1) 割引の方法により発行されるもの
- (2) 各社債の金額が、1 億円以上 100 万円単位で、かつ、均一であるもの

3．制度参加者

(1) 発行者

機構の振替業における短期社債等の取扱いについて同意した発行者をいう。

(2) 発行代理人・支払代理人

機構の指定を受けたうえで、短期社債等に係る新規記録・抹消等について発行者に代わって手続きを行う者をいう。

(3) 口座管理機関

機構の振替業において、他の者のために短期社債等の振替を行うための口座を開設する者をいう。

(4) 機構加入者

短期社債等の振替等を行うため、機構から口座の開設を受けた者をいう。

(5) 資金決済会社

機構の登録を受けたうえで、短期社債等に係る振替等につき、日銀ネットを利用して資金決済を行う者をいう。

4．振替口座簿

(1) 機構及び口座管理機関は、短期社債等の振替等を行うために振替口座簿を備え、振替口座簿においては加入者ごとの口座に区分する。

(2) 機構においてDVP決済を行うための区分口座として、新規記録手続きに係る発行口、振替手続きに係る振替口、抹消手続きに係る償還口を設ける。

5．新規記録手続き

(1) 発行者は機構に対し、新規記録に係る銘柄に関する情報、引受内容に関する情報及びDVP決済を行う場合においては資金決済に関する情報を通知する。

(2) 機構は、(1)の通知内容を発行口に記録する。

(3) 発行者及び払込者は、短期社債等の払込みに係る資金決済(DVP決済の場合には日銀ネットを利用)を行う。

(4) 機構は、(3)の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、発行口に記録した内容に基づき、買方の機構加入者の口座への増額記録を行う。

6．振替手続き

(1) 渡方の機構加入者は機構に対し、振替に係る銘柄に関する情報及びDVP決済を行う場合においては資金決済に関する情報を通知する。

(2) 機構は、(1)の通知内容を振替口に記録する(DVP決済の場合に限る。非DVP決済の場合には、機構は直ちに振替処理を行う)。

(3) 渡方及び受方の加入者は、短期社債等の振替に係る資金決済(DVP決済の場合には日銀ネットを利用)を行う。

(4) 機構は、(3)の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、振替口に記録した内容に基づき、買方の機構加入者の口座への増額記録を行う。

7．抹消手続き

- (1) 抹消手続きに係る機構加入者は機構に対し、抹消に係る銘柄に関する情報及びDVP決済を行う場合における資金決済に関する情報を通知する。
- (2) 機構は、(1)の通知内容を償還口に記録する。
- (3) 抹消手続きに係る機構加入者及び発行者は、短期社債等の償還に係る資金決済(DVP決済の場合には日銀ネットを利用)を行う。
- (4) 機構は、(3)の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、償還口に記録した内容に基づき、抹消に係る機構加入者の口座の減額記録を行う。

8. 手数料

発行者及び機構加入者等は、新規記録手数料、振替手数料、口座残高管理手数料その他機構が取締役会の決議により定める手数料を納入する。

9. その他

上記のほか、法改正及び短期社債振替制度の創設に伴い所要の規定整備を行う。

以 上